

食品安全委員会 プリオン専門調査会

第 63 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 22 年 2 月 10 日（水） 10:00～12:10

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価

(2) その他

4. 出席者

(専門委員)

吉川座長、石黒専門委員、小野寺専門委員、甲斐専門委員、門平専門委員、
筒井専門委員、永田専門委員、堀内専門委員、水澤専門委員、

(食品安全委員)

小泉委員長、廣瀬委員、見上委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、北條評価課長、酒井情報・緊急時対応課長、
新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官、横田課長補佐

(説明者)

厚生労働省 終専門官

農林水産省 沖田課長補佐

5. 配布資料

資料 1 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）に
関する各国の回答及び作業の進捗状況について

資料 2 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価
書（案）（オーストラリア、メキシコ、チリ、コスタリカ、パナマ、ニカ

ラグア、ブラジル、ハンガリー)

- 資料 3 食品に関するリスクコミュニケーション－我が国に輸入される牛肉及び牛肉臓に係る食品健康影響評価（自ら評価）について－の概要
- 資料 4 我が国に輸入される牛肉及び牛肉臓に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての御意見・情報の募集結果について（案）
- 資料 5 バヌアツ評価書（案）たたき台
- 資料 6 我が国に輸入される牛肉・内臓に係る自ら評価のためにアルゼンチンから提出された回答（仮訳）
- 資料 7 国別情報整理シート（アルゼンチン）
- 資料 8 アルゼンチン評価書（案）たたき台
- 資料 9－1 カナダにおける食肉処理施設の現地査察結果について
- 資料 9－2 米国における食肉処理施設の現地査察結果について
- 資料 10 BSE 対策に関する調査結果（平成 21 年 10 月末現在）
- 参考資料 1 「我が国に輸入される牛肉及び牛肉臓に係る食品健康影響評価」
～BSE 非発生国を対象とした自ら評価～ プリオン専門調査会における審議結果（案）（意見交換会説明スライド）

6. 議事内容

○吉川座長 定刻となりましたので、ただいまから第 63 回「プリオン専門調査会」を開催したいと思います。

本日は 9 名の専門委員が御出席です。食品安全委員会からは、小泉委員長、見上委員、廣瀬委員に御出席いただいております。

また、本日は厚生労働省、農林水産省からの報告事項があります。担当官の方にお越しいただいております。

事務局につきましては、お手元の座席表を御覧ください。本日のスケジュールについては、お手元の資料「第 63 回プリオン専門調査会議事次第」がございますので御覧ください。

それでは、最初に、事務局から資料の確認をお願いします。

○横田課長補佐 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿のほかに 12 点でございます。

まず、資料の 1 が、1 枚紙ですけれども「我が国に輸入される牛肉内臓に係る食品健康影響評価に関する各国の回答及び作業の進捗状況について」。

資料 2 が、かなり大部になります。最初の 8 か国分の評価書（案）。

資料 3 が、意見交換会の概要の紙でございます。

資料 4 が、意見・情報の募集結果（案）。

資料 5 が、バヌアツの評価書のたたき台。

資料 6 が、アルゼンチンからの回答書の仮訳。

資料 7 が、アルゼンチンの国別情報整理シート。

資料 8 が、アルゼンチンの評価書（案）のたたき台。

資料 9 - 1 が、カナダにおける牛肉の対日輸出認定施設等の現地査察結果。

資料 9 - 2 が、米国における対日輸出認定施設等の現地査察結果。

資料 10 が、BSE 対策に関する調査結果。

最後、参考資料 1 としまして、意見交換会の際の説明のスライドをお配りしております。

以上でございます。

あと、参考資料につきましては、意見交換会の際の説明スライドということであり、既にホームページにも掲載しておりますので、本日、傍聴者の方々への配付はしてございません。御了承いただければと思います。

また、これまで配付させていただいた資料は卓上のファイルにとじてございますので、適宜御覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。

特に不足の資料等はありませんでしょうか。

○吉川座長 それでは、自ら評価の審議を行う前に、リスク管理機関から 2 件の報告をしていただきたいと思います。

最初にカナダ、米国における対日輸出認定施設等からの現地査察の結果について、厚生労働省及び農林水産省から報告していただきたいと思います。

それから、これについては、米国・カナダ産牛肉の評価書において、対日プログラムの遵守に関する検証結果について、本専門調査会は評価したものとして報告を受ける義務があるというふうに評価のところで書いたわけですが、それについての対応ということ。

それから、厚生労働省の方から BSE 対策に関する調査結果について、続いて一緒に報告を受けたいと思います。

これは、17 年の 5 月に、我が国における BSE 対策に係る食品健康影響評価という評価をしたわけですが、これを評価した際に、リスク管理機関が実施した管理措置の遵守

状況についても定期的に報告をするようにという勧告をして、それを受けてのことです。

本日は、厚生労働省から終専門官、農林水産省から沖田課長補佐にお越しいただいております。

それでは、2件続けて報告を受けた後、質疑をしたいと思います。お願いします。

○沖田課長補佐 おはようございます。農林水産省消費安全局動物衛生課の沖田といたします。

私の方からカナダと米国の対日輸出認定施設の現地査察結果について御説明申し上げ、その後、引き続きまして BSE 対策に関する調査結果については厚生労働省担当官の方から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料の、まず、カナダにおける対日輸出認定施設等の査察結果について御説明をさせていただきます。

カナダにおきましては、昨年8月18日～27日までということで対日輸出認定施設、2施設の定期査察を行っております。

このときには、厚生労働省、農林水産省の担当者合計6名で現地での査察を行いました。

これは、定期査察でございますので、これまで報告をさせていただきましたとおり、対日輸出のプログラムあるいは HACCP プラン等についての前回からの変更事項の確認であるとか、対日輸出された生体受け入れ、あるいは月齢確認、SRM 除去、部分肉処理等、出荷等の記録の確認。それから、さまざまな現場作業の確認をそれぞれ現地で行ってまいります。

その結果でございますけれども、全体的な結果としては対日輸出条件に影響するような大きな指摘事項があったということはございません。一部、1施設におきまして、カナダにおいては、日本向けに処理される牛は、牛の個体識別システムにアクセスをしておられる生年月日に基づいて月齢が決定されるという仕組みになってやっているわけですが、1施設において現場確認を行った際に、月齢条件の遵守状況、これは問題はなかったのですが、日本向け製品の処理の記録をさかのぼって確認をしようとしたところ、処理の記録と個体識別番号を突合することができなかったという例がありましたので、そのため、これについて指摘をしまして、それは既に対応が取られているという状況でございます。

この件、1点指摘がございましたけれども、これは、月齢条件遵守状況には影響しておりません。ですので、よりこのプログラムを強固にするためにということで指摘をしまし

て、その対応が取られたというところでございます。

今後も、カナダにつきましても、引き続き日加システムの同等性の検証を通じて、カナダ国内の食品安全及び対日輸出プログラムの遵守状況を検証していきたいと思っております。

続きまして、米国における対日輸出施設等の現地査察結果です。

お手元の資料 9-2 を御覧ください。

米国におきましては、昨年 11 月 11 日～22 日までの期間査察を行いまして、このときは、通常の定期査察の対象となったのが 7 施設で、そのほかに、昨年せき柱が混載をして日本に出荷されたということで、条件違反があったので輸入手続を停止した施設が 2 施設ございまして、これら 2 施設につきまして、アメリカ政府からの原因究明と改善措置の報告書が提出されましたので、その 2 施設についても、この定期査察に併せて改善措置がしっかり取られているというところを確認するための調査を行ってきております。

まず、普通の定期査察の対象となった 7 施設の方ですが、これにつきましては、カナダ同様、対日輸出プログラムあるいは HACCP プラン等について、前回の査察以降の変更の確認であるとか、記録の確認であるとか、現場作業がちゃんと行われているかというところをそれぞれ確認をしてきております。

これらについては、指摘事項として、いずれも対日輸出条件に影響するものではありませんでしたけれども、まず 1 施設において、対日輸出される際には、既に部分肉加工段階でせき柱が除去されるので問題ないのですけれども、その部分肉加工に入る前の冷蔵庫にある枝肉で、日本向けの枝肉ということで、ちゃんと分かれて置いてあったものなのですけれども、せき髓の一部が残存しているものがございました。それについて指摘を行いました。

また、幾つかの施設において、例えば適格品リスト、施設が日本向けに出してよいという適格品リストには記載がなくて、実際に出ることはあり得ないのですけれども、日本向けに不適格な部位が、リストではなくて、マニュアルの方に書かれていたというような例であるとか、実際にちゃんと行われている下の処理手順が、マニュアルには詳細にきちんと反映されていないというような例、あるいはマニュアルに付いている添付文書が更新されていないとか、そういった書類上の不備がございましたので、これらにつきまして指摘をし、これらが施設によって改善がなされております。

混載がありました 2 施設について同時に調査を行ったところでございますので、その結果について続けて説明します。

まず、タイソン社のレキシントン工場の方ですけれども、タイソン社のレキシントン工場において、骨つきのショートロインが、対日適格品であるハラミの中で混ざって入ってきてしまっていた例につきまして、そういう事例でございますけれども、それについて、農務省の報告された混載原因、それから施設がそれに対する対応ということで取った改善措置について確認を行ってきました。

この例につきましては、米国政府からの報告書、それから我々が現地で検証した結果を総合して見ますと、この工場は、19年の2月以降、2,000トン以上問題のない輸入実績があつて、しかも、混載された1箱のショートロインは、農務省の衛生証明書が付いていたものではございませんでした。

また、今回の現地調査でわかったことは、米国農務省の報告書、それから現地調査でわかったことでは、混載防止のための措置はきちんと図られていたのですけれども、そこに、現場で作業していた作業員の中に、研修を受けていない従業員が、善意で日本向けの作業をしていた人を手伝ってしまって、そのときに、間違つた箱詰めをしてしまったということで、そういったミスが原因であつて、また、本来であればちゃんと見逃しをしないようにチェックされているのですけれども、箱詰めされた箱が日本向けの箱詰めの仕方とは違つたものですから、それでこれは日本向けではないのだということで流してしまつたと、そういったような状況にあつたということで、これはシステムとして問題があつたということではなく、研修を受けていない作業員が自主的に手伝ってしまったという偶発的なミスということが原因であらうということ。

こういった状況があつたので、その改善措置としては、日本向けの処理をしているときには、その箱詰めしているところのせき柱が付いた製品は一切流さないという対応を取つて、もしかして、人為的なところでミスがあるかもしれないけれども、そのときに、せき柱が付いたものが少なくとも入らないような対応がきちんと取られているという状況に手順を変更した。あるいは下流でのチェック、箱詰めして封印する前のチェックの体制を強化する、そういった改善措置を取っていることが報告書からも、それから現場からも確認をすることができました。

このときに、1点だけ報告書に記載はあつたのですけれども、行つたときには、その改善措置がマニュアルにきちんと詳細に書かれていないという点がありましたので、この点については、日本側の方から、ここはしっかりと書いてくださいということを指摘をし、これについてアメリカ側が確認をし、日本側に報告がなされております。

2 施設目、クリークストーン工場では、日本向けのばら肉の中に、首の骨というか、ど

うもスープだとか、そういったものに使うようなものだというふうに聞いておりますけれども、ネックボーンというのが日本向けの箱に混ざったという例でございます。

こちらにつきましても、同じように米国農務省から提出された報告書を確認し、それから我々が現地で、この工場に行って現場の確認をしてきたところですが、この工場も18年の7月以降、8,900トン、問題なく輸入を行ってきていること。

それから、このネックボーンの2箱には、農務省の発行した衛生証明書が付いていない。つまり、紛れ込んだものであるということ。

それから、タイソンと同様ですけれども、混載防止のための措置は、いろいろ取られているということがわかったのですけれども、箱詰めを担当者が不注意で、不適格な製品を箱詰めしてしまったこと。それから全箱をチェックすることとされていたのですけれども、そのチェックを担当していた品質管理の担当者が混載品を見落としたといった人為的なミスが原因ということでした。

こういったことから、この施設においても改善措置として、タイソンと同様ですけれども、せき柱を含む製品、これを日本向けに処理しているときは、とにかく全部流さないという形、それから、識別が容易となるよう、日本向けの製品についてはラベルのデザインを変更する。これは、チェックするときに、日本向けが来たなというのがすぐわかるようにチェックする。あるいは日本向けの製品処理するときには監視を強化する。こういった改善措置を取ったということが確認されております。

これらの中でも、クリークストーンにおいても、現場で確認したところ、一部の改善措置について、まだ、マニュアルだとか、それから記録を記入する様式の変更とかが、まだ、実施されていなかった。これは、対日輸出処理がまだ始まっていませんので、やっていなかったということなのですけれども、そういったことがありましたので、これについては、早急に対応を取って、輸入停止が解除されたら、すぐに体制が取れるようにということを指摘しまして、これらがちゃんと直されたということを農務省が確認し、我々に報告があったところでは、

こういった2施設についても、米国の農務省から提出された報告書の確認をし、それから現場でも確認をしましたが、システムとしては問題なかったけれども、やはり人為的なとか、偶発的なミスが原因であったということであるので、それに対応できるようなしっかりとした改善措置が取られたということを確認いたしましたので、それから一部指摘をしたことについても、それが直されたというのが報告され、日本側もそれを見て確認をしたので、この報告書を公表した1月20日を持ちまして、この2施設については、

輸入手続の停止を解除いたしました。

いずれにしても、アメリカについてもカナダと同様、引き続き査察を行う等の対応をしっかりとって、対日輸出プログラムの遵守がちゃんとなされていることを検証していこうと思っています。

また、混載の対応として、この起こした2施設だけではなくて、ほかの施設についてもせき柱等が、そういったものが混載しないように、従業員の研修強化をアメリカ側に要請をしてきておりまして、これからの定期査察でもこういったことは確認をしていこうと思っています。

以上です。

○吉川座長 ありがとうございます。カナダの2施設と米国の対日輸出認定施設7施設と、それから混載事例のあった2施設の査察の報告ですけれども、ちょっと聞きたいことがあるのですけれども、2つありまして、1つは、タイソン社のレキシントン工場の件なのですけれども、評価したときから、最初の混載事例があって、システムエラーとして止めて半年間の検証作業に入ったときに、一応、輸出条件として安全性確保のために、部分肉を出す前のステップとして、日本向けのもので混ざらないように、その処理については、時間的あるいは空間的にラインを開けるなり、時間帯を分離するなりして別処理をしようと、その上で、処理をするに当たっては研修を受けて、4週間だか忘れましたが、最後にテストをして合格した人が責任を持ってやろうと。

それから、混載事例が起こった後ダブルチェックをするので生産側のチェックと同時に最終的に農務省がダブルチェックをしてスタンプ押すことによって担保しようというシステムで安全性を確保するというルールで来たとは私は理解しているのですけれども、今回のレキシントンの見ると、その3つともが、まともにいっていないというふうに私にはとれるのですけれども、これがシステムエラーでないと考えた理由は何なのでしょう。もはや評価をしてから5年近くが経つ段階で、こういう事例が出てくること自身、私にとってはちょっと意外な印象を受けるのですけれども。

○沖田課長補佐 まず、ここの工場における体制というのが、先ほど御説明しましたとおり、確かに日本向けをやるときには、勿論、枝肉は日本向けのものでないとだめだと。その処理の仕方としては、当然、枝肉は日本向けなのですけれども、日本向けの枝肉を処理していて、その中から、例えばせき柱の付いた製品みたいなものはしっかりとチェックをした上で、日本向けに処理しているからといって、せき柱とかを全部捨ててしまうということではなくて、例えばせき柱が付いていても、30か月以下のものであれば、アメリカの

国内であるとか、ほかの国に向けては出せるものがあるので、そういったものについてはきちんと分離されているということを確認しながら、そういうものをつくることは、その施設のプログラムとしてきちんとできているのであれば、それはいいのではないかということによって作業をされているのだと思います。

そういう中で、分類を決めごととしてはきちんとできていたのですけれども、そこでたまたま、どうしても人為的エラーを絶対になくすというのはなかなか難しいところがあって、今回、こういうことが起こってしまったというのが、今のこの施設だと思っておりますが、この施設についても、先ほど言いましたように、これまで全く問題のないまま相当量きちんと出せる体制に、日本に来たもの、これ以前のもは問題ないままきちんと相当量出せる体制にあるということも、システム上の問題ではないという判断の一つになっております。

それから、今回来たものについても、農務省が発行する証明書が付いてくると、農務省の検査官がきちんと見ていなかったということになるので、それは問題になるのですけれども、そうではなくて、証明書が付いていない、たまたま混ざってしまったものということですので、全体としての問題ということではなくて、人為的なエラーということですので、これはシステム上の問題ということではなくて、たまたま起こってしまったものであるということで、ただ、それをそのまま放って置くのではなくて、全体の作業のオペレーションを検証した上で、改善措置を手当したというのが、今回のこの例であります。

そして、勿論、チェック体制についても、もともとちゃんとチェックすることにはなっていたのですけれども、チェックするシステムの日本向けの箱詰めの仕方というか、そういうものがされるべきところが、そうされていなかったことで抜けてしまったという状況ですので、そこもこのときにはそういうのが起こってしまったのですけれども、この後、しっかり改善措置をとってダブルチェックを強化するといったような手立てをしているというのが、今回の例です。

ですから、全体としては問題ないけれども、更に改善をしていくということで、混載事案については対応していこうというふうに今回の例については考えたところです。

○吉川座長 どうぞ。

○甲斐専門委員 詳細な報告をしていただいております。2点質問があるのですけれども、まず、第1点目はカナダについてですが、一部記録がなかったという御指摘があったのですが、そもそも記録はどのくらい保存するということになっているのかというのが第1点です。

第2点目は、今、御指摘の偶発的な人為ミスについて、先方はどのくらい深刻にとらえているのか、日本側が改善案を要求したり指摘しなければ、しなかったというのが、自らがどのくらい深刻にとらえているかというのが重要で、これからも人為的ミスは当然起こるのでしょうけれども、それを自ら人為的ミスが、偶発的なものが起こらないような仕組みを自らつくろうとしているのかどうかというのが、日本側が指摘しなければいけないというのは、少し私には奇異に思うのですけれども。

○沖田課長補佐 記録がなかったという点、記録がなかったということではなくて、これは作業するとき、カナダの場合はイヤタグで個体識別がされていて、それでもって20か月以下であるというのを判断するのですけれども、20か月以下をと畜の最初の段階では耳票を読み取って、それでこの牛は20か月以下だねということで、そのときに、これは20か月以下だという印を付けるのです。そのときに、その個体識別の耳票は当然最初の段階で落ちてしまいますので、その落ちた後は、枝肉の番号で管理するのです。そういった形で管理すると、それ以降は、枝肉番号で管理しているものですから、枝肉番号としてはきちんと追いかけるのですけれども、最後の最後で、個体番号まで戻ろうと思ったときに、そこがうまく、システムの上では突合できない。その紙を見ないと突合できないという状況であったのが今回の指摘で、記録がなかったわけではないのですけれども、一応を記録の保存期間というのは決まっております、カナダの場合は処理の記録は2年間保存するということが決まっております。

それから、査察したときの彼ら、アメリカの施設側あるいは米国農務省側の対応ですけれども、これはまず我々が混載事案を見つけたときには、すぐにアメリカに連絡をして、そこでこういうのがあったから違反があったということで、そこですぐに操業というか、証明書を発行するのをすぐストップして、その段階で、現地調査をして、アメリカ側がきちんと調査報告書をつくり、日本側に提出するという形になっておまして、ですから、我々が一切指示をしてやらせて報告書を出させるということではなくて、報告書をお願いしますねと言ったら、そこで原因を究明し、そこでその原因に対応した改善措置を向こうの施設、そして農務省が協力をしてそれをつくり、それを報告書にして我々に報告に来るということです、彼らが取っている改善措置は、全く彼ら自らが考えてつくっているのです。

そういったことですので、今回の例ですと、例えば日本向けをやっているときには、とにかく一切流さないとか、そういったところまできちんとやろうということをおっしゃいます。あるいは箱を封印する前にチェックをするのも、例えば2回、違う人がチェックを

するとか、そういったところまできちんと取っていますので、決して日本側が言わないとやらないということではない。こういう例がありますと、施設も一定期間、日本に対して輸入できなくなるわけですし、今、日本に輸出しているような施設は、かなり日本向けの輸出というもののシェアも大きいところも多いですので、そういったことは真剣に考えてやっています。

それに対して、我々も足りないところがあれば当然言いますし、そういった形でプログラム遵守について、両国で対応しているというのが今の現状です。

○吉川座長 さっきのところ、やはり少しわからないのだけれども、日本向けの箱に間違えて詰めてしまったのですね。日本適格という箱に間違えて詰めてしまって、しかし、チェックのときにはそれが日本向けではないという解釈になったのですね。それがまた結局日本に来てしまっているのですね。何でそういうことが起こるのか、対日適格品ラベルの張られた箱に間違えて入れたことはわかるのですけれども、私にはこの記述では、それがなぜ日本向けにならないのか理解できないのですけれども。

○沖田課長補佐 もう少し詳細に、アメリカ側から提出された報告書、これは混載が起りまして、タイソンの場合は10月に混載があったわけですが、11月に提出をされた報告書の中身で少し説明します。

日本向けのハラミの箱なのですけれども、日本向けのハラミの箱詰めは、まず、大きな外箱がありまして、その外箱の中に、ハラミを詰めた小さい箱が入っているのです。その小さい箱が2つほど入っていて、二段構えというか、二重の箱になっている。その箱詰めの仕方をするのです。日本向けのハラミはそういった箱詰めの仕方をしているので、封印するまでは、外箱のふたは開いていますので、その中身を見て、当然二重の箱になっていると、これは日本向けのハラミの箱だなというのはわかるのですけれども、タイソンのショートロインが入っていた箱には、二重になっているはずのところ、ラベルとかは日本向けのものが張ってあったのですけれども、二重になっているところが、中の箱がなくて、そのままショートロインが入っていたという状況だったのです。

これは、先ほど原因として説明しましたとおり、親切で手伝ってしまった、研修を受けていない箱詰めの従業員が、当然日本向けのやり方がよくわからないものですから、二重にせず外箱だけで箱詰めをしてしまったところなので、そうすると、これは、下流でチェックをする人が二重になっていると、これは日本向けだなとわかるのですけれども、二重になっていなかったのに、これは違うのだなということで、そこで逃げてしまったという状況だったというのが、今回の調査でわかったことです。

○吉川座長 農務省がダブルチェックをするのは、どういうときにして、どういうときしないで出てくるのですか。ダブルスタンプを押すという約束になりましたね。最初の混載事例があった後、今回の場合は、農務省はスタンプを押さないで日本に来てしまったとさっき言われたのですけれども。

○沖田課長補佐 座長が言われているのは、輸出スタンプのことだと思うのですけれども、輸出スタンプにつきましては、今回も輸出スタンプは押してありました。

輸出スタンプ押す手順というのは、これは施設側が、これが対日輸出品ですということ、箱をパレットの上にならずと積んで、どんと日本向け、このパレット上のもは日本向けですということ、どんとつくったもの、こういったものについて、それをつくった上で、施設にいますF S I Sの検査官に、これについて証明書の発行をお願いしますという手続になるのです。

そうすると、農務省の検査官が、こういう日本向けのものですというので、それを確認して、エクスポートスタンプを実際に押すのは施設の人間のようなのですけれども、そのときには当然農務省の許可をもらってスタンプを押すということになるのですけれども、そういった形でスタンプを押すのは、出荷の最後の段階のところなのです。ですから、そこではチェックはしているのですけれども、その前に、箱をそのパレットに組むと、パレットの上に積んでつくるところまでは、これは施設側の従業員がまずチェックをし、それから、品質管理担当者がチェックをする。その上で、最後のところで、農務省の検査官がチェックをするという形のダブルチェックになっているということです。

○吉川座長 何となく、これが最初のスタートのときであれば、システム自身がまだ不十分で、上流から下流までエラーが続いて起きてしまったという、そうかなという気がするのだけれども、もう既に、先ほど言われたように、確かにこれだけの輸入実績がある中で、こういう重なった事例が出てくるというのは、私としてはあまり納得ができなかったもので、先ほど甲斐先生もどのくらい深刻に、向こう側として考えているのかという質問をしましたが、やはり、あのかのときの評価でも実施されていないにもかかわらず、それが守られたらという条件で評価をするということをしたと同時に、それを実際に担保するのに、アメリカ側も日本側もかなりの苦勞をしてシステムをつくってきたと思うので、やはり、特にシステム上のキーになったポイント、分離して処理をする。有資格者がちゃんとその処理に当たる、混載が起こらないようにダブルチェックをするというシステムは、やはりやってくる中で仕上げてきたシステムですから、それがちゃんと遵守されるような担保を要求する必要があると思うし、向こう側もまたそれを保証しないと問題ではないかという

気がしたものですから尋ねました。

それから、もう一か所ですけれども、いつも今後の対応のところに書いてある1番目の引き続き日米のシステムの同等性の検証の一環としてという文句が書いてあるのですけれども、少なくとも評価したとき、諮問された科学的同等性については、あのときの条件では同等であるかどうかということは科学的には言えないというのが評価の最初で、しかし、今の対米輸出という上乘せの条件が遵守されるならば、両国で産生される肉及び内臓のリスクというのは、その差は極めて少ないという判定をしたのですけれども、このシステムの同等性の検証というのは、具体的には何を指しているのですか。少なくとも米国が日本向けに行っているシステムは全く違うので、これの同等性を検証するというのは、私には文言として理解できないのですけれども。

○沖田課長補佐 このシステムの同等性というのは、当然日本向けの条件とか、国内向けの条件とか、そういったものが違うのは当然なのですけれども、ここで言っています日米のシステムの同等性というのは、例えば畜産物であるとか、そういった食品を輸出する側、それから輸入をする側は、別に牛肉に限らず、当然輸出国側がきちんと検査をして、輸出証明書を出すという一連の流れがあるわけです。

日本から出すときにも、当然厚生労働省の法律で決まっておりますと畜場法できちんと決まっている処理が行われているとか、あるいは各国の条件があればそういったものに併せて出すということ、そこにいる検査官がきちんと見て、それを証明して提出をするということで、こういう各国がやっているシステムをお互いに認め合うという形で、この輸出輸入というときの証明の仕方をつくっているわけなのですけれども、この認め合うのに、それが大丈夫ですねと、ちゃんと検査をして見ているというのが大丈夫ですねというのを検証していくと、それが同等であるというのを検証していくというのが、この記述の趣旨でございます。

○吉川座長 わかりました。ほかに、御質問ございますか。いいですか。

辛口に言いましたけれども、やはり、少なくとも約束は約束ですし、それを前提に評価をしたものとしては、そこがないがしろになってしまうと、評価自身をまた見直さなければならぬので質問をしました。ありがとうございました。

引き続きまた対日プログラムの遵守等についての検証結果について報告をお願いします。

併せてカナダから米国も飼料規制を始めたという、カナダは、かなり前からですけれども、アメリカは昨年という話を聞いているので、できれば対日輸出施設の査察報告と併せて、両国の飼料規制の実態がどの程度のものなのか、どうなっているのかといったことを

情報提供いただければありがたいと思います。今すぐには言いませんけれども、できれば少しその辺の背景の情報を入手して知らせていただければと思うので、よろしく願います。

それでは、遅くなりましたけれども、厚生労働省から国内の調査結果について報告をお願いします。

○終専門官 それでは、資料 10 の BSE 対策に関する調査結果について御報告させていただきます。

こちらの調査でございますけれども、先ほど座長からも御説明いただいたのですけれども、食品安全委員会が、平成 17 年 5 月にとりまとめました BSE 国内対策の見直しに関する食品健康影響評価の結果を踏まえまして、SRM 管理に関する施策の遵守状況等につきまして、年 2 回調査を行っているものでございます。

今回、昨年 10 月末の調査結果がまとまりましたので、御報告させていただくものでございます。

具体的な内容につきましては、スタンニングの方法、ピッシングの有無、SRM の除去、焼却、また、標準作業手順書の作成などとなっております。

2 の調査結果でございますけれども、まず、1 番目に調査対象施設がございますけれども、牛のと殺を行っている畜場につきましては、平成 21 年 10 月末現在で 154 施設ということで、半年前と変更はございません。

3 番に、牛のと殺時の不動化の方法とございますけれども、前回まではピッシングを行っている施設の報告もさせていただいておりましたが、ピッシングにつきましては、昨年 4 月から法的にも禁止されてございますので、今回はどのような方向で不動化を行っているかということになっております。

代替の方法としましては 1 番にございますように、不動化装置を使用している施設が 59 施設、また（４）にございますけれども不動化装置を用いてない施設が 92 施設、その他、ピッシング以外の方法を用いている施設が 5 施設となっております。

その他特定部位の焼却状況ですとか、そういったものにつきまして調査をしておりますけれども、大きく変動しているところといたしましては、5 番目の牛の特定部位の焼却施設でございますけれども、と畜場内の施設で焼却している施設が若干減っておりまして、5 6 施設になりまして、と畜場外の施設に委託して焼却しているような施設が増えているというところでございます。

7 番の SRM に関する SSOP につきましては、これは以前から整備されてございますので、

今回もすべての施設で整備されているという状況でございます。

以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。評価のときにできるだけ速やかにピッシングをやめるようにという、リスク回避措置としてもっとも有効であるという話をして、それについては既に実施をされているところですが、それ以外のものについても、基本的にはそれほど大きく変動はなくなったということですね。これに関して、どうぞ。

○甲斐専門委員 小さな質問ですが、不動物の方法のピッシング以外のその他というのはどんなことを指しているのですか。

○柘専門官 こちらは、と殺銃に使う火薬の量を増やす、あとはスタンニング後素早く後肢を引き上げるような措置、またはと体が倒れてくる受け台の方を改善しまして、十分放血時間を確保するなど、このような措置を取っております。

○吉川座長 わかりました。ほかにございますか。いいですか。

どうもありがとうございます。国内における BSE に関する管理措置の状況等についてまた引き続き定期的な報告をいただきたいと思います。両省どうもありがとうございました。

それでは、自ら評価の方に入りたいと思います。本日は最初に自ら評価の進捗状況の説明、それから資料 2 という形で配付しておりますけれども、前回のとりまとめの終わった 8 か国、この評価書（案）について事務局から経過の報告を行っていただきたいと思います。その上で意見交換会の結果と、その回答はについて 1、2 意見を聞きたいと思います。

それから、各国評価ですが、バヌアツの修正事項が 1 か所あります。それは大したことではないので、本日は主に第 1 回になりますけれども、アルゼンチンについて審議を進めたいと思います。

それでは、事務局から進捗状況についてお願いします。

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、資料 1 を御覧いただきたいと思います。現在の各国からの回答及び作業の進捗状況について報告させていただきます。

これまで回答をいただきました国は、11 月 20 日でございますが、ノルウェーから回答が届きましたので、表の上からオーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ノルウェー、アルゼンチン及びホンジュラスという 13 か国になりました。これらのうち、前回の専門調査会におきましてとりまとめが終了した 8 か国につきましては、12 月 3 日に開催されました第 312 回の食品安全委員会会合にて、調査会での審議結果（案）ということで吉川座長から御報

告を行っていただきました。

また、同日から、1か月間、国民からの意見・情報の募集を行っておりまして、これに合わせまして意見交換会も開催しております。12月15日に大阪で山本専門委員に、12月18日に東京で吉川座長に評価結果（案）について御説明をいただいて意見交換を行っております。意見交換会の詳細につきましては、後ほどリスクコミュニケーション官の新本から報告させていただきます。

アルゼンチンについては、回答書についての翻訳及び情報を整理が終了しましたので、今回、評価書（案）たたき台を含みまして資料を準備しております。

ノルウェー及びニュージーランドについては、現在、翻訳及び情報の整理中でございます。進捗状況についての説明は以上です。

○吉川座長 どうもありがとうございました。大分○と△が増えて、既に終わったところ、翻訳が進行しているところで、大体時間がかかりましたけれども、自ら評価として峠を越えたかなという気がします。

8か国に関する意見交換会、意見募集の結果については、後ほど報告させていただきますけれども、進捗状況について、多分、そのうち評価が進んできた中で、回答のない国をどうするかという議論をどこかでしなければならないことになるかと思うのですけれども、まだ、韓国、中国と情報のない国が残っておりますけれども、回答が遅れた国については、順次評価を進めていきたいと思っております。よろしいですか。

どうもありがとうございました。

それでは、8か国に関する意見交換会の概要及び意見募集の結果について事務局から報告をお願いします。

○新本リスクコミュニケーション官 それでは、意見交換会の概要について御報告申し上げます。資料の3を御覧いただきたいと思っております。

8か国の審議結果案についての意見交換会ということで、開催目的はこの審議結果（案）について関係者の皆様に御理解をいただくこと。それから意見・情報があれば、パブリックコメントに提出をいただくことを目的に開催いたしました。

パブリックコメントが12月3日～1月1日まででしたので、その間にとということで、大阪において12月15日、東京において12月18日に開催したものでございます。

参加者でございますが、消費者、食品関連事業者のほか、自治体関係者、また、食品関係の新聞社などマスコミ関係者も参加してございます。

大阪会場は39名、東京会場では83名という参加者でございました。

意見交換会の進め方でございますけれども、最初に審議結果（案）につきまして御講演をいただいております。大阪会場におきましては、山本専門委員、東京会場におきましては吉川座長より審議結果（案）について参考資料の1でお配りしておりますけれども、スライドによりまして、御説明をいただいております。

参加者にはこのほか、評価書（案）や評価の耳慣れない用語もありますので、用語解説などもお配りしているところでございます。

御講演は1時間程度いただいた後、会場の皆様に質問カードをお配りして、質問をあらかじめ休憩時間中に集めまして、その後、会場参加者との意見交換という形で、意見交換におきましては御講演いただいた山本専門委員、東京では吉川座長の方から、大阪会場では見上委員長代理、東京会場では小泉委員長にも登壇いただいております。

意見交換会の最初は、質問カードで得られた主な質問について、登壇者から御回答をいただいた後、残りの時間で会場の参加者より御意見をいただいたという進め方をしております。

主な意見、質問ということで下の方に書いてございますが、リスク評価の方法に関する質問といたしましては、輸出国での飼料規制、食肉処理についての回答書の真正性をどう確認したのかという御質問。

それから、国ごとの優先順位はあったのかという御質問。

そのほか、OIEの国際的評価と今回の評価との関係についての御質問などがございました。

めくっていただきまして、リスク評価結果についての御意見でございますが、評価書文案の中のリスクがないとは言えないが相当程度低いと考えられるという表現はわかりにくいと、これは機械的回収肉のリスクについて触れたところの記述でございますが、そういう御意見がございました。

一方、今回の日本のリスク評価結果を海外に発信し、情報を国際的に共有することは有意義であるという御意見もちょうだいしております。

そのほか、プリオン、BSEについて、その知見に関する御質問が幾つか出ておまして、あと、今後の予定に関しましては、今回の8か国以外の7か国の評価についていつごろまとまる予定かという御質問もいただいております。

以上が主な質問、意見でございますが、次のページ以降は、それぞれ大阪会場、東京会場それぞれごとに参加者の方にアンケートをお願いしまして、その集計結果でございます。

参加者すべてからの回答ではなくて、回答率は大阪では7割ぐらい、東京では6割くら

いとなっておりますが、詳細な説明は省きますが、2枚めくっていただいて、左側の方になりますけれども、ページを振っていなくて恐縮ですが、大阪会場のQの3の①ということで、我が国に輸入される牛肉及び牛内臓の自ら評価について理解できましたかという質問につきまして、よくわかったが10.7%、ほぼわかったが78.6%ということで合わせると8割以上の方が理解できたという結果になってございます。

1枚めくっていただくと、今度は東京会場になりますが、更にもう一枚めくっていただいて、右下の方の下から2つ目のクエスチョンで、Qの3の①、同じ質問でございますけれども東京会場におきましても、よくわかったという方が25.5%、ほぼわかったという方が59.6%ということで8割以上の方がわかったという回答になっております。

概要は以上でございますが、このたびの意見交換会の資料なり議事録につきましては、食品安全委員会のホームページに掲載して広く情報提供をしているところでございます。

報告は、以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。

特にいいですね。無事にとというのは変ですけども、意見交換会は終わりました。印象として見ると、最初のころによく顔を見た、意見を出される方が大分いなくなったというのが率直な印象で、割合素直に聞いてもらったというのは変ですけども、ただ、先ほど言われたように、我々が表現に悩んだところは、聞く方も聞いてもやはりわかりにくい、特に非定型の部分はあまり今まで表に出て議論する機会がなかった。それに引き換え、回収肉を組み合わせたリスクをどう考えるかというのは、ここでも表現の仕方がかなり議論になりましたけれども、やはり消費者の方にとっても、なかなかわかりにくい評価になってしまわざるを得なかったのかなというのが、印象に残りました。

今の意見交換会の後、先ほど言われたように12月3日～30日間、意見募集をパブコメとして行ったわけですけども、この結果とその回答案について、メールで一応委員の先生方には行っていると思うのですが、審議を行いたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○横田課長補佐 資料の説明させていただきます。お手元の資料の4を御用意いただければと思います。国民からの御意見・情報の募集結果についてということでございますが、実施期間は、今、吉川座長から御説明がありまして、12月3日から約1か月間でございます。3番目の提出状況のところですが、意見としては2通、ただ、1通の中で複数意見があったものもございまして、件数としては4番のところでもまとめておりますが、全体で5件の御意見・情報をいただいたとことでございます。

1 番目から順番に簡単に内容の方を説明させていただきますが、まず、1 ページ目の 1 番でございますが、意見の概要としては、最初の段落ですけれども、実際に BSE 発生国からの生体牛や肉骨粉の輸入量について、基となる各国からの回答書によるデータというのは十分な検証が必要ではないかという御意見。

それから、次の段落でございますが、アメリカの加重係数でございますが、アメリカの検査が極めて限定的な範囲でしか行われていないということで、少し過小評価されているのではないかというような御意見でございます。

それに対して右側が回答案ということでございますが、まず、前段の部分に関しては、今回生体牛とか肉骨粉の輸入量につきましては、各国からの回答とは別に貿易統計等の調査も行っておりまして、回答書のデータを用いた場合との比較等を行うことによって可能な限りデータの信頼性の確保に努めたということでございます。

米国の加重係数の方でございますが、こちらに関してはイギリスの BSE の発生がピークだった期間の有病率を 5% として、その加重係数を 1 と設定した上で、実際に食品安全委員会が 2005 年に行った米国・カナダ産牛肉のリスク評価で発生・流行の動向に関する分析、いわゆるサーベイランスのデータから推定した米国の有病率を基に加重係数を設定したということを記載しております。

最後のところすけれども、日本とかカナダの加重係数についても、同様の考え方で設定をしたということでございます。

1 枚めくっていただきまして 2 ページ目の 2 番目でございますが、意見の概要としては、ハンガリーの評価に関してですが、BSE の侵入リスクが高いにもかかわらず、飼料規制ができていているということで、最終的な評価結果 BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できるとなっているということですが、飼料規制は完全ということはないので、この評価方法に少し疑問を感じると。全体的に結論ありきではないのかというような印象を受けたということでございます。

これに関して、右側が回答案でございますけれども、まず一段落目で全体的な考え方としまして、今回の評価ですが、侵入リスクだけでなく、国内安定性と侵入リスクを組み合わせまして、経時的な生体牛のリスクを推定して、これに食肉の処理段階、現状の食肉処理工程におけるリスク低減効果を組み合わせる最終的に、日本に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性について評価をしたということでございます。

それから、2 段落目すけれども、個別の話でございますが、ハンガリーに関しては、確かに侵入リスクは 2005 年まではずっと高いというような結果だったということですが、

ご意見でございます飼料規制だけではなくて、SRMの利用実態であるとか、レンダリング条件、更に交差汚染防止対策などを考慮して国内安定性の評価を行って、更にそれに食肉処理工程におけるリスク低減効果を組み合わせた結果、最終的に BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できるとの評価結果になったということでございます。

その次の「なお」のところですが、食肉処理工程におけるリスク低減効果の評価においては、ハンガリーで 30 か月齢超のすべての通常と畜牛の BSE 検査が行われているということも加味されているということでございます。

最後の段落の「また」のところですが、実際にサーベイランスの結果でもハンガリー産の牛から BSE 陽性牛というのは、これまで発見されていないというのを記載しております。

その下の 3 番目でございますが、意見の概要としましては、機械的回収肉のところですが、今回評価対象国の中で、機械的回収肉を日本に輸出している国があったということで、具体的にはオーストラリアのなるかと思えますけれども、BSE プリオンは微量でも感染する可能性があるという性質を考えると、不安な感じがする。従って、交差汚染の話とか、全頭検査が行われていない実態を考えると、やはり安全性が確保されているとは考えられないということで、輸入をとりやめるよう管理機関へ伝えることを要望しますという意見でございます。

これに関しては、右側が回答案でございますけれども、先ほど来出ておりますけれども、機械的回収肉に関しては、今回想定した英国初の定型 BSE を前提とすれば、オーストラリアみたいな BSE が暴露・増幅した可能性が無視できる国に関しては、最終的なリスクは無視できると考えられます。ただし、非定型 BSE を考慮した場合ですが、こちらに関しては定形 BSE の MRM のリスクの考え方に与える影響は特に高齢牛に由来する MRM の場合ないとは言えないけれども、相当程度低いと考えられるとしたということでございます。

最後に、輸入を止めるという話に関しては、御意見の方は管理機関にお伝えしますということでもとめております。

次の 3 ページ目の 4 番目の意見でございますが、こちらは今回自ら評価を行ったことは歓迎しておりますが、評価結果が出されるまでに 2 年半というかなり長い期間がかかったということは非常に残念だと。

それから、まだ評価されていない中国などの評価を早急に行うことを希望しますという意見です。

これに関しての右側の回答案でございますが、最初の段落、少し時間がかかった理由を①～⑦まで記載しておりますが、今回の評価というのは、まず評価に必要な項目を整理し

て、質問書を作成し、それを評価対象国に送付して回答を依頼、それから返ってきた回答を日本語に翻訳して情報を整理して、その回答内容に基づいて審議をしたということ。更に評価手法についても確立する必要があって、更に評価の過程で必要になったより詳細な情報であるとか、不明瞭な点などについては追加の確認等も行って、最終的に評価結果(案)をとりまとめたということで、国数もかなり多かったということもございまして、かなりの時間を要したということに記載しております。

次の段落が残りの国の話でございますけれども、こちらに関しては繰り返し協力依頼を行いつつ、回答が得られた国から順次審議を進めていき、できるだけ早く評価結果のとりまとめを行っていきたいと考えますとしております。

最後5番目でございますが、左側は意見の概要でございますが、今回の評価はOIEの評価ともほぼ同等ということもあって、解析も新しい手法を採用されての評価だった伺ったということで世界に発信されることを期待するということと合わせて、国内のこれまでにを行った牛肉のリスク評価結果等も国民へのアナウンスをお願いしますという意見でございます。

これに関しては、右側の回答案でございますけれども、評価書については最終的に評価結果をとりまとめた後に、時間差は若干できてしまうと思いますが、英訳を行いまして、英語版の仮訳をホームページ等に掲載するという形を予定していると。

次の段落ですが、過去に行った評価結果も含めて、今後とも各種媒体等を通じて情報提供等に努めてまいりたいということで回答案の方を整理しております。

説明は、以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。情報、寄せられた意見と、それに関して、本調査会としての回答案がありますけれども、今の説明に関して、どうぞ。

○小野寺専門委員 去年の11月19日に、韓国に出張に行って、牛肉のリスクコミュニケーションに参加して、フロアーの方から意見を聞いたのですけれども、そのときはテーマがテーマですから、米国産の牛肉と、カナダ産の牛肉の議論が多い印象を受けました。それを踏まえて、この御意見・情報の概要を見ますと、今回のこのBSE非発生国からの牛肉等の輸入に関する評価でも、米国のことがまた書いてあるのですけれども、意見交換会でも、まだそういう質問が多かったのでしょうか。

○新本リスクコミュニケーション官 アメリカの関係については、今回の評価に照らして、アメリカが発生したときの点数、リスクの、国内安定性のところがあったと思っておりますけれども、あれをアメリカが発生したときはどのくらいだったのかという御質問はございませ

た。

リスク評価に関連しては、そういう御質問があったのと、あとは専ら管理の関係で、検査の関係で、これは質問カードでの質問の中で輸入の検査についての幾つかの御意見がございましたけれども、そういったものがございました。

以上でございます。

○小野寺専門委員 そうすると、特別、そんなに対策に関して質問はあまりなかったということですね。

○新本リスクコミュニケーション官 そうですね。今のことについては、今回の評価（案）についての意見交換会ということもありますし、そういった質問はなかったと理解しております。

○小野寺専門委員 わかりました。結構外国の方のリスクコミュニケーションの方だと、ヨーロッパの方でも EU 各国で、これはリスク評価ではなくて、リスクマネジメントの方ですけれども、対策は各国で少しずつ違っていると、それはどういうことかという質問も結構あったのですけれども、日本でなければそれは結構なのですけれども。

○吉川座長 ほかにございますか。私からいいですか。今ごろ何を言っているのかといわれるのですけれども、3 番目の機械回収肉の回答のところなのですけれども、真ん中辺の、しかし、非定型 BSE を考慮した場合は、括弧になって、定型 BSE の MRM のリスクの考え方に与える影響はと書いて、特に高齢牛に由来する MRM の場合、リスクはないとは言えないが相当低いと考えられるとしたところですよという文章が、何か意味が取りにくいのですけれども、単純に、しかし非定型 BSE を考慮した場合は、特に高齢牛に由来する MRM の場合、リスクはないとは言えないが、相当程度低いと考えられる。それで何か問題があるのだろうか。前段は何が言いたいのでしょうか。

○横田課長補佐 こちらは、基本的には資料 2 で本日お配りしておりますけれども、評価書（案）の方の非定型とか、機械的回収肉のところ、最後の 125 ページ目のところを引用したということでございますが。

○吉川座長 やはりそうですね。これは非が取れているから意味が通じなかったのです。非定型 BSE の MRM のリスクの考え方に与える影響は、特に高齢牛ならば意味がわかるのですけれども、定型になっていたから何でここに定型が出てくるのか、それとも、非定型を定型になぞらえて評価すると、というくだりでここを入れたのかなと思ったのです。非ですね。わかりました。では、理解できました。

どうぞ。

○筒井専門委員 ちょっと本質論とあまり関係ない話なのですけれども、ここで言う意見の提出が2件だけだったということなのですか。先ほどのリスクコミュニケーションのところも、結構数が39名と少ないという印象があったのですけれども、前回、例えば前にあったときと比べて、かなり数が減っているという感じなのでしょうか。いわゆる国民として反応は大分少なくなってきたのは納得されているのか、その辺りはどうなのでしょうか。

○吉川座長 私の個人的な感想からすると、納得するというよりも関心が薄れたというのが正直なところではないかと、評価が理解できたというのが一段と進んだという印象よりは、やや過去のことになりつつあって、まだBSEなのとは言わないのですけれども、そうですかという感じで、聴衆の反応もそういう意味では冷静というか、前のようにヒートアップした感情的な対応ということではないですね。そういう印象を受けました。

○筒井専門委員 わかりました。

○吉川座長 他にございますか。よろしいですか。

それでは、特に意見がなければ、今のところは非定型という格好で回答書として上げるということですかね。お願いします。

回答について、評価書（案）を食品安全委員会に報告をしなければいけないのですね。よろしくをお願いします。

それでは、本日の審議のバヌアツと、今回1回目になりますアルゼンチンについての審議に入りたいと思います。

最初にバヌアツで、前回質問のあった異常プリオンタンパクの検出方法について、事務局の方で再度確認をしていただきましたので、それも併せて報告していただきたいと思います。

○横田課長補佐 それでは、資料の方を説明させていただきます。資料5のバヌアツの評価書（案）を御用意いただければと思います。

こちらの方は、前回の調査会の際に、回答書と情報整理シートと併せまして、一通り御説明の方をさせていただきました。内容の方を確認させていただいて、結果自身は大きな問題はなかったかと思いますが、1点だけ5ページ目の下の方のサーベイランスの概要のところ、具体的には17行目のところがございますが、今、見え消しで直しておりますが、BSEの検査法のところ、回答書によると組織学的検査とPCR検査で診断をしているというような回答だったということでそのまま書いたのですが、やはりBSEの検査でPCRというのはあまり聞いたことがないということで、何か勘違いか間違いではないかとい

う意見がございました。

それに関しまして、バヌアツ側にこここのところの事実関係の方を再度確認の方をいたしました結果、バヌアツ側から回答の方がございまして、やはり PCR は間違いであったということで、実際はウェスタンプロテイング法だったということでございましたので、それに合わせまして、こここのところの記載を修正したということでございます。

最終的な評価結果の結論の方は、特段影響するようなところはないと思いますが、最終的なまとめのところは、9 ページ、10 ページ、特に変更ございませんが、簡単に確認だけさせていただきますと、バヌアツですが、まず、侵入リスクの方が 10 ページ目の上の、A の生体牛のリスクのところですが、すべての期間「無視できる」だったということ、それから国内安定性の方は、当初は「中程度」で、その後、一段階改善して、「暴露増幅する可能性が低い」ということで、上の参考図の A の方の図は、一番左側を徐々に下の方に、移動してきているというパターンになっております。

それから、食肉処理工程のリスク低減効果は非常に大きいという判定になりましたので、10 ページ目の参考図の B の方ですけれども、コホート別に置いていくと、一番左下のマスのところに入るという形になりまして、最終的な評価結果は 9 ページ目の 14 行目のところでございますけれども、バヌアツでは国内で、BSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられ、更に食肉処理工程におけるリスク低減効果は非常に大きいと推定されたため、バヌアツから我が国に輸入される牛肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられるというまとめでございまして、今までの 8 か国でいくと、オーストラリアとかチリとか、中南米の幾つかの国がありましたけれども、一番左下に寄っているパターンという形になるかと思えます。

説明の方は、以上でございます。

○吉川座長 ありがとうございます。前回、一応評価書案については議論をしましたが、1 点検査のところの PCR はないのではないかとということでチェックをしていただいて、ウェスタンプロットでやっているということでした。

評価全体に関しては、今、紹介がありましたように、侵入リスクがほとんどないということと、国内安定性が改善されたということと、現状での食肉処理のリスク低減効果が非常に大きいという組み合わせで、全体としては、リスクは無視できるという評価ということですが、これに関して御意見はございますか。いいですか。ほかの国と言われたように、パターンが大体同じなので、では、一応バヌアツについては、リスク評価はこれで終えるということにしたいと思います。

それでは、アルゼンチン、今回が第1回目になりますけれども、審議をしたいと思えます。回答をいただいて、また、事務局の方から追加質問も送り、またその回答ももらっているという状況です。事務局から説明をお願いします。

○横田課長補佐　それでは、資料の方を説明させていただきます。お手元の資料の6、7、8を御用意いただければと思います。

資料の6の方が、今回、アルゼンチン側から質問書に対する回答ということでのいただいたものの仮訳という形になります。ページ数は100ページを超えており、かなりの分量で、比較的詳細に答えをいただいたのかなと考えております。この回答書のデータを整理したのが資料の7、A3の紙でございますが、国別の情報整理シートでございます、回答の概要はこの資料の7に基づいて説明をさせていただければと思います。

資料の7の1ページ目が生体牛に関する情報でございますが、最初侵入リスクということで、一番上は、まず、生体牛の輸入のところでございますが、中身を見ますと、80年代後半はヨーロッパから若干50頭強輸入があった。アメリカ、カナダから大体500頭前後くらい輸入があった。それから、チリから1万頭強の輸入があったということでございます。

その下の肉骨粉の輸入でございますが、こちらの方の輸入実績の方は、ヨーロッパの方から少しあったのと、あとアメリカからも一部あったということでございます。済みませんが、肉骨粉の輸入のときの表の下に記載しております年について、数字が間違っているところがありまして修正していただければと思います。

1987年以前と書いていますけれども、そこは97年の間違いでございます、97年以前は回答書の方でもデータがないということで、情報が得られていないということでございます。

それから、輸入実績があったということなのですが、灰色で網かけしておりますが、暴露要因となった可能性のある肉骨粉の方は、すべてゼロという形になっておりますが、こちらはその下で、98年から2007年についてはBSEリスク国からの輸入はすべて反すう動物以外の肉骨粉ということで、回答の方でかなり詳細に回答の方をしていただいておりますので、それに基づいて、牛以外ということで整理したということでございます。具体的には、お手元の資料の6、少し分厚い回答書になりますが、こちらの10ページ目を御確認いただければと思いますが、10ページ目の表が肉骨粉の輸入実績のテーブルでございます、上からアメリカ、ウルグアイ、フランス、チリ等と並んでおりますが、そこで片括弧で数字が付いておりますが、これが注釈で、下にどういった動物の肉粉だったり、骨粉だったり、肉骨粉だったということが書いてありますけれども、アメリカのところを見ますと、

番号は 1～11、もしくは 19 番ということでございまして、下の注釈を見ますと、鶏とか七面鳥、鳥類の肉骨粉であったり、それから豚の肉骨粉だったということで、牛とか羊というのが 12、13、15 番が反すう動物の肉骨粉ですけれども、こういったものはないという状況でございます。

フランス、チリも同じような状況でございまして、その下、ノルウェーとデンマークに関しても、反すう動物以外の肉骨粉だということで回答の方をいただいておりますので、こういったことを踏まえまして、最終的にリスク考慮対象からは外してもよいのではないかという形で整理の方はしております。

肉骨粉の方は以上でございまして、また、資料の 7 に戻っていただきまして、その次の動物性油脂のところはその下でございましてけれども、アメリカから 2003 年に 1 万 5,000 トン弱の輸入があったということですが、こちらの方は石けんであるとか、化粧品の製造業者から輸入されたということで、特に家畜用の飼料としては使われていないということでございます。

その下の輸入規制の概要であるとか、遵守状況のところでございますが、生体牛、肉骨粉共通でございますが、1990 年にイギリスからの輸入を禁止してございまして、その次、95 年に BSE 発生国やリスク国からの輸入を禁止したということでございます。

最初の侵入リスクのところは以上でございまして、その次の 2 ページ目が、今度は国内安定性のところになってございまして、こちらの表は、少し古いフォーマットを使ってございまして、暴露・増幅リスクと書いてありますけれども、これは言葉を国内安定性に最終的に直しましたので修正の方をしていただければと思いますが、最初に一番上、まず、一番上の飼料給与規制のところでございますが、1995 年に反すう動物への牛及び羊由来肉骨粉の給与を禁止。その次、翌年 96 年に反すう一反すうの給与禁止、それから 2002 年ですが、反すう動物への哺乳動物由来タンパクの給与禁止、2004 年に乳とか魚粉とか卵粉とか羽毛タンパク以外の動物性タンパク質の給与禁止ということでございます。

次の飼料給与方法のところでございますが、アルゼンチンの一般的な育成方法は、放牧だということで、配合飼料というのは、牧草が足りないときとか、限られた酪農家でのみしか使われていないということでございます。

次の牛と豚、鶏などとの混合飼養ですが、豚、鶏併せても 1.3% とかなり少ない割合だと。それから 2004 年に、養鶏残渣であるとか、鳥の敷きわらというものの動物用飼料への使用を禁止しているということでございます。

次の飼料製造施設でございますけれども、直近のデータですと、大体 479 施設というこ

とで、内訳としては反すう専用が約 40%、反すうと非反すう両方やっている施設が 60%と
いうことでございます。

飼料給与段階での規定の遵守状況ということでございますけれども、実際、農牧施設で
あるとか、農場においてサンプル分析の方を行っておりまして、そこに検査実績の数字を
書いておりますけれども、毎年、陽性サンプルが出てくる割合が大体 3%程度ということ
でございます。

その次が飼料製造・流通に関する規定の遵守状況ということで、飼料製造施設における
監査の実施状況でございますが、そこに記載されているような件数が行われておりまして、
違反数の方が 2006 年は約 20%ということで、比較的高いような状況ですが、その後徐々
に改善してきていて、2008 年では大体 4%ぐらいということでございます。

ただ、これは監査、立入り、査察みたいな形だと思いますので、すべて BSE に限った違
反という訳ではなく、ラベルとか表示の話とかいろいろな違反すべてトータルの件数にな
るかと思えます。

次が飼料サンプリングの検査結果でございますが、検査実績の方はそこに書かれたよう
な数字でございますが、陽性率の方は、2006 年が約 8%から徐々に改善をしてきていて、
直近の 2008 年ですと約 3%という数字になっております。

その下の牛由来の肉骨粉を給与しても、牛が BSE 感染因子に暴露されなかったと考える
場合の理由についてというところでございますけれども、アルゼンチン側の回答書の記載
としては、まず最初に 1 点目として、基本的には、広範な地域で牧草が入手可能で、そも
そも動物性の飼料を反すう動物に与える可能性というのは非常に低い。

そのほか、と畜牛というのはと畜前検査が行われている。レンダリングに回ると畜残渣
というのは比較的少量である。

農場死亡牛等は、レンダリングに使用されない。それから、混合施設ではライン分離が
行われている。

それから、実際、飼料工場とか農場でサンプリング検査を行っているということで、ト
ータルで考えると、肉骨粉を摂取して、BSE 感染因子に暴露する可能性というのはアルゼ
ンチンではほとんどなかったと考えられるという記載が回答書ではございました。

次のレンダリングの実施状況のところでございますが、レンダリング施設数は 2008 年で
73 ということで、処理条件としては、一部 133℃、20 分、3 気圧の OIE の推奨している基
準でやっている施設もございますが、その他の施設は大気圧等で行われているようなこと
もあるということです。

その次の交差汚染防止対策のところでございますけれども、まず、飼料製造施設の方ですが、2004年に反すうと非反すう両方やっている混合施設については、別の加工ラインを備えるということが義務づけられているということでございます。

その下のレンダリング施設の方でございますけれども、こちらの方は、アルゼンチンは一般的にと畜が動物種ごとに行われていて、そこで一緒にレンダリング等の副産物の加工も行われているということで、そもそも混合施設が存在する可能性というのは、非常に少ないという回答でございます。

次にSRMの利用実態のところでございますけれども、まず、最初はSRMの定義のところでございますが、アルゼンチンの国内では中枢神経系、具体的には脳、小脳、せき髄をSRMと定義しているということですが、次の利用実態ですけれども、このSRMは、動物の飼料への使用禁止が義務づけられているということで、ヒトの食用であるとか、化粧品などに使用することは可能ということで、SRMを定義する前からSRMはヒトの食用等、可食できるような部分に関しては、比較的食用になっていたということでございます。

下のSRMの処理方法のところですが、レンダリングの材料というのは、健康と畜牛に由来するというので、農場死亡牛の方は、レンダリングに回収されることなく農場で埋却等が行われているということです。

一番下のその他のところで、牛以外の動物のTSE発生状況ですけれども、特段アルゼンチンではこれまでTSEの症例は確認されていないということでございます。

次に、3ページの方は、今度はサーベイランスの方でございますが、一番上の母集団の構造でございますが、2008年のデータで5,760万頭。そのうち24か月齢以上が3,798万頭ということでございます。

その下がサーベイランスの概要・成績でございますけれども、実施対象は基本的にはOIEのサーベイランスの指針に準じて行われているということでございまして、実際の成績がサーベイランスの成績のところを書いておりますが、不慮の事故によると畜牛であるとか、死亡牛、臨床的に疑われている牛等を中心に検査の方を行っているということになるかと思えます。

その下の検査手法のところでございますけれども、1次検査、確認検査のところですが、そこに記載がありますように、組織病理学的検査であるとか、ウェスタンブロット、免疫組織学的検査等が用いられているということでございます。

一番下のBSE認知プログラム・届出義務等のところでございますが、認知プログラムの方は1992年以降、認知プログラムというのが存在しておりまして、獣医師であるとか、牧

畜関係者等に対していろいろな形で訓練であるとか、セミナー等が行われているということでございます。

届出義務の方は、97年以降、BSEの届出の方は義務づけをされているということでございます。

4ページ目が、今度は食肉に関する情報の方でございますが、まず、一番上のと畜対象のところではトレーサビリティに関してのところですが、そこに時系列で書いてありますけれども、2006年に牛の全国識別システムというものが導入されて、それ以降、生まれた子牛は識別が義務化されているということでございます。

次に、と畜処理の各プロセスがその下で、と畜場の概要でございますが、施設数はそこに記載されているとおりでございまして、検査官であるとか獣医官は、各施設に最低1名は配置されているということでございます。

その下のと畜前検査は、すべてのと畜牛に対して、獣医官によって検査の方が行われているということで、異常が確認された牛というのは、ラインから外される。

その下のと畜場でのBSE検査でございますが、こちらの方はサーベイランスのところでは若干頭数があったと思いますけれども、サーベイランス目的で一部実施されている。

次のスタンニングのところでございますが、圧縮空気式のスタンガンの使用は禁止されている。

それから、脳膜の穿孔は禁止されているということで、貫通式のスタンガンの使用も禁止されているということでございますので、その次のピッシングのところですが、貫通式の器具は、使用禁止されているということでピッシングも行われていない。

その下のSRMの除去のところでございますが、背割り時に鋸を洗浄しながら、と畜体を切断しているとか、1頭ごとに背割り鋸の洗浄をしているとか、枝肉の洗浄等が行われているということでございますし、と畜検査員がせき髄片の付着がないこと等の確認も行われているということでございます。

最後、5ページ目のところでございますが、SSOP、HACCPに基づく管理というところですが、アルゼンチンの国内ではHACCPについて義務づけられていないけれども、輸出先国の要求に応じて導入しているということです。SSOPの方は、法令ですべての施設で義務づけされている。アルゼンチン国内がBSE非発生国ということもありましてBSEに関連した対策というのは、重要管理点としては設定されていない。

それから、食肉等のリスクのところでは、機械的回収肉でございますが、こちらの方は一部行われているということですが、施設数は非常に少ない。正確な数というのは把握して

いないということでございます。

その下の内臓のところ、扁桃は除去をしている。回腸遠位部は、輸出先国から要求があれば除去しているということでございますが、最後の日本向けの付加的要件のところですけれども、現在、日本向けは、冷凍の骨なし加熱処理肉が輸出されているということで、具体的に言いますと、家畜衛生条件の方で、まず、消化管とか頭部、せき髄、せき柱は除くということで、いわゆる SRM に該当するような部分は除かれているということでございますので、そもそも回腸遠位部の除去というのは、消化管全体が、日本向けに関しては輸入ができないということになっている状況かと思えます。

回答書の概要の方は以上でございます、それに基づきまして資料の 8 で、アルゼンチンの評価書案の方のたたき台の方を整理しております。

資料の 8 の 1 ページ目が、アルゼンチンの、まず、生体牛、侵入リスクの部分でございますけれども、今、情報整理シートで説明したような状況を 1 ページ目に生体牛と肉骨粉に分けて記載の方をしておりまして、具体的には、3 ページ目の表 1 が、生体牛の輸入、表 2 が肉骨粉の輸入という形で整理しております。

表 1 の生体中の輸入の方は、先ほど情報整理シートで説明したとおり、ヨーロッパ、アメリカ、カナダから少しあるということございまして、こちらの評価に関しては、2 ページ目の 17 行目～30 行目ぐらいまで生体牛のところの評価について記載しておりますけれども、まず輸入生体牛については、BSE リスク国から輸入された牛というのは、チリを除いてすべて繁殖用ということで、96 年以降は繁殖用の輸入牛に関しては、トレーサビリティが導入されているということで、基本的には可能な限り BSE 検査の方が実施されていて、今まで全部陰性だったということで回答書の方には書いてあったのですが、ただ、実際に行方がわかっていない牛も一部いるとか、すべての牛を検査しているわけではないということもございまして、この点に関しては、今回の評価に当たってはワーストシナリオを採用するというので、すべての輸入牛をリスクの対象にしたということございまして。

25 行目以下、チリからの輸入生体牛に関しては、大半がと畜用牛であるということであり、また、今回資料として配布しておりますけれども、既に行ったチリの評価結果の方で、チリ国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無視できるとされたということも踏まえまして、こちらに関しては侵入リスクに影響を及ぼす可能性は低いと考えたということございまして。

以上を踏まえて、加重係数を用いて計算の方をした結果が、表 1 の下の方であります。

れども、頭数がそれほど多くないということもございまして、すべての期間無視できるという結果になったということでございます。

貿易統計を用いた場合も同様に、すべての期間無視できるということでございます。

下の表の2が、今度は肉骨粉の方の輸入でございますが、輸入の実際のデータは先ほど説明したとおり、ヨーロッパとアメリカから一部あったということでございますが、こちらに関しては先ほど回答書も含めて御説明しましたが、2ページ目の30行目からでございますけれども、輸入肉骨粉に関しては、BSEリスク国からの輸入はすべて反すう動物以外の肉骨粉であることが示されていたということで、暴露要因となった肉骨粉はなしということで考えてはどうかということでもとめております。

それから、98年以降のデータしかないということで、それ以前に関しては、貿易統計の方のデータを用いるということで対応の方をしておりまして、表2の一番下の方が、最終的な評価のところでございますけれども、回答書を用いた場合は、すべての期間半以外だったということで、暴露要因となった可能性のある肉骨粉はゼロということですので、全期間無視できると。貿易統計を用いた場合も、すべての期間無視できるという結論になったということでございます。

ということで、侵入リスクのところはまとめますと、4ページ目の表の3が生体牛と肉骨粉をまとめた表になりますが、すべての期間無視できるということで、全体としても全期間無視できるという結果になったということでございます。

4ページ目の24行目以降が国内安定性の方でございます。まず、25行目からが飼料規制でございますけれども、26行目、BSEに関連した飼料規制としては、1995年に牛及び羊由来肉骨粉の、ここは国内使用となっておりますけれども、正確に言いますと、反すう動物への給与を禁止ということなので、修正の方をしていただければと思います。95年に牛と羊の肉骨粉の反すう動物への給与を禁止し、翌年96年には、反すうー反すう、2002年には、哺乳動物由来タンパクの反すう動物の給与を禁止したということでございます。

31行目からは放牧が多いということに記載しておりまして、34行目からは、混合飼養の割合、合計でも1.3%程度だったということに記載しております。

次の5ページの2行目から、先ほど情報整理シートの方で説明しましたとおり、農場とか、飼料製造施設等における実際の検査とか監査の件数であるとか、違反の割合等を整理しております。

5ページ目の20行目からが今度はSRMの利用実態でございますが、SRMとアルゼンチンが定義しているところは中枢神経系、脳、小脳、せき髄だということで、これらは飼料で

の利用は禁止されているけれども、食用とか、化粧品用としては利用が可能だということ。

28 行目ですが農場死亡牛は、レンダリング等には利用されていないということでございます。

5 ページ目の 33 行目からはレンダリングの条件の方でございますが、こちらは特に規制等はないということで、一部 OIE コードで規定されている条件でやっていますが、その他は大気圧等で行っている。

6 ページのところで、今度は交差汚染防止対策のところですが、全体の約 60% が混合施設ということで反すうと非反すう両方やっているということでございますが、2004 年の決議で混合施設に関しては、ライン分離をすることが義務づけられているということでございます。

概要は以上で、これらをまとめたのが右側の表の 4 でございまして、その結果に基づいて、表の 5 で評価のまとめと書いておりますが、1986 年～95 年に関しては、飼料規制は特に行われていなかった。ただし、脳とかせき髄、回腸遠位部等は、ヒトの食用に主に利用されたということで、当初から暴露・増幅する可能性というのは中程度、その後、飼料規制等が徐々に強化されてきたということで、徐々にその評価の方も下がってきておりまして、直近では非常に低いという評価になったということでございます。

今度は 7 ページの 8 行目からはサーベイランスのところでございますが、サーベイランスの結果をまとめているのが、その次の 8 ページ目の表の 6 でございます。大体年間 2,000～3,000 頭ぐらい検査を行っておりまして、OIE で利用されているポイント制に基づいて試算の方をしたところ、有病率 10 万頭に 1 頭未満であることを示す基準は満たしているということが推定されたということでございます。

最後 9 ページ目から食肉及び内臓のところでございます。最初の SRM の除去のところでございますが、アルゼンチンで SRM に指定されている脳、小脳、せき髄というものはと畜場で除去され、ヒトの食用であるとか、あるいは廃棄用に分別されているということです。

その他、アルゼンチンからの輸出施設等は、輸出先国が求める要件を遵守することが定められておりまして、日本向けに関しては、家畜衛生条件で消化管、頭部、せき髄、せき柱を除く、それから BSE というよりは、多分口蹄疫の関係だと思えますけれども、加熱処理が定められておりますけれども、その加熱処理のときはすべての骨を除くことが定められているということでございます。

11 行目からがと畜工程における処理ですけれども、背割りは一般的に行われている。背割り鋸の洗浄であるとか、せき髄の除去等、高圧水の洗浄等も行われているという状況で

ございます。

19 行目からが SSOP、HACCP のところでございますが、先ほど情報処理シートで説明したとおり、HACCP は輸出先国の要求に応じて導入している。SSOP はすべての施設で義務づけられているということでございます。

26 行目からが日本向け輸出の付加的要件のところですが、先ほど来説明しておりますとおり、家畜衛生条件が定まっております、日本には冷凍の骨なしの加熱処理肉のみが輸出されているということでございます。

9 ページの一番下、33 行目からがと畜処理の各プロセスでございますが、と畜前検査はと畜牛すべてについて行われている。BSE 検査はサーベイランスの目的で一部のみ実施されている。

次の 10 ページ目の一番上のスタンニング、ピッシングのところですが、圧縮空気式のスタンガンは禁止されている。ピッシングに関しても貫通式のスタンガンは禁止されているということで行われていない。

機械的回収肉のところは 10 行目からですが、アルゼンチン国内では製造が行われていて、正確な施設は不明なのだけれども、そもそも生産施設というのは非常に少ない。実際に日本には家畜衛生条件で SRM の部分は除くことが定められているという状況でございますので、入ってきていないということになるかと思えます。

その下、ずっとトレーサビリティ、と畜場について概要の方を求めておりますが、最後の 11 ページ目の表の 7 で、今、説明したようなところをまとめておまして、最後、リスク低減措置の評価としては、SRM は家畜衛生条件等で除去が定められていて、実施方法も◎、と畜場での検査スタンニング、ピッシングも○ということになりまして、最終的なリスク低減措置の評価としては、リスク低減効果は非常に大きいという結果になったということでございます。

最後 12 ページ、13 ページがまとめのところでございますが、以上をまとめますと、まず、侵入リスクはすべての期間無視できると考えられたということと、国内安定性の方は当初は中程度だったけれども、その後次第に改善してきていて、直近では非常に低いということで、右側の 13 ページ目の参考図の A の方ですが、左側を徐々に下の方に下がってきているようなパターンになっているということで、12 ページの 8 行目の生体牛のところのまとめですが、侵入リスクと国内安定性の評価の結果から、過去に国内で BSE が暴露・増幅した可能性は無視できると考えられるとまとめております。

12 ページの 10 行目からが、サーベイランスですが、OIE で利用されているポイ

ント制に基づいて試算した結果、10万頭に1頭未満である基準は満たしていると推定された。

それから、食肉処理工程の低減効果は非常に大きいと推定されたということでございまして、それらを組み合わせますと、最後の15行目からですけれども、アルゼンチンでは国内でBSEが暴露・増幅している可能性は無視できると考えられ、更に食肉処理工程におけるリスク低減効果も非常に大きいと推定されたということで、アルゼンチンから我が国に輸入される牛肉等がBSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられるというまとめでございまして、最後の参考図、13ページのBの図も左下のマトリックスのところにも固まっているような形ということで、これまでに行った国ですとオーストラリアとかチリなどと大体似たようなパターンになっているという状況でございます。

説明が長くなってしまいましたけれども、以上でございます。

○吉川座長 どうもありがとうございました。アルゼンチンは、今回初めてということで、資料の6、7、8に基づいて評価書（案）の説明をいただきましたけれども、資料の6を見ると随分細かく正確に答えてくれたという気がしますけれども、一応今の説明について個々の項目に入る前に、全体を通してもし疑問点があれば最初に伺っておきたいと思っておりますけれども、どうぞ。

○小野寺専門委員 個々か全体か難しいところですが、評価の5ページですが、28行目ですが、SRMの利用実態ということの項目の中に、急に農場死亡牛が入ってくるのはどういうことかと思ったのです。

あと、農場死亡牛はSRMには多分いかないだろうと思っているのです。それと、農場で腐敗、分解されると書いてあるのですけれども、これは恐らく埋却の後、腐敗、分解されるだろうと思うのですけれども、ここで急にレンダリングとか、そういうことが入ってくると、ちょっとここだけ異質な文章が入っているのですけれども。

○吉川座長 どうぞ。

○横田課長補佐 この部分は、これまでの国も大体同じように書いていたと思うのですけれども、表現がSRMの利用実態と書いているので、若干本文と合わない印象はありますけれども、農場死亡牛ということで、普通はSRMとか、わざわざ分別しないので、SRMを含むそういったと体の処理という観点でこの項目に入れているということで、結局健康と畜牛で、分別したSRMがどうなっているのかと一緒に併せて、そもそも農場死亡牛みたいな、あまり分別、解体されないようなものもSRMを含むのだろうということで、そういったものの処理がレンダリングに行くか、いかないかというところがポイントとしては重要だろ

うということで記載をしたということでございます。

○小野寺専門委員 農場死亡牛というのは、要するに全体が SRM だと、そういう考えで言っているわけですか。

○吉川座長 多分それでいいと思います。評価の最初の案のところでも、国内安定性のところに SRM の利用実態、資料 2 の 16 ページ、矢印のところ、一応、死廃牛についても、飼料に利用される SRM についても、飼料以外の用途に利用されることもあるか、ないかということで、一応、今、言われたように、死廃牛から SRM を取るとか、取らないということとはなくても、死廃牛そのものをある意味では SRM を含む材料として、飼料に回るか、回らないか、レンダリングに行くか、行かないかという評価をしているので、このところに加えて特に問題ないと思います。

もう一つの、農場で腐敗、分解されというのはそうですね。埋却か、ファーメンタイゼーションか、何かどういう格好にするか、元の方の記載は、どう書いてあったのですかね。資料の 6 のどこかに書いてあるのだらうと思うのですけれども、多分、ほかに方法がないから埋めて、土壌分解ということなのではないかと思うのですけれども。

○横田課長補佐 資料 6 で、その該当部分は 71 ページの一番下のところの(3)で、農場で死亡した個体等の死体がどういうふうになるかというところで、レンダリング用に回収されることはないということで、埋却、焼却されるか、農場で腐敗分解するという形の記載だったので、それを書いたということですが。

○吉川座長 確かに、これをそのまま訳したものです。南米の牧畜に詳しい方はいますかね。私も、何か特殊な方法があるのか。

○見上委員 詳しくはないのですけれども、あそこに何遍か行ったときに感じたのは、大きな牧場で、死んだものは、そのままぶん投げておく、わざわざ穴に埋めたり、そういうことはしないで、ただ、自然融解というか、だから、骨があらゆるところにごろごろあるというか、そういうやり方です。

○吉川座長 そういう意味だそうです。ほかにいいですか。

それでは、一応、項目別に議論したいと思いますが、侵入リスクについて、生体牛、肉骨粉、動物性油脂というところに関しては、一応従来どおり貿易統計等、回答書等に基づいて、資料整理をしたということで、生体牛については、ワーストシナリオという格好で、一応輸入牛はリスクの方に入れて計算したという格好ですけれども、ここに関しては特によろしいですか。

では、次の輸入生体牛または肉骨粉等が、家畜飼料等に使用されたかどうかの評価です。

それから、侵入リスクレベルの総合評価という格好で、最終的には非常に単純で、生体牛、肉骨粉併せて全体どの期間も無視できるという結論ですけれども、ここまで特によろしいですか。

それでは、国内安定性のところで、飼料規制、SRMの利用実態、レンダリング条件、交差汚染防止対策、最終的に国内安定性評価という格好で、時系列で、95年までが中等度で、その後可能性が低い、逆に非常に低いと順次下がってきている。取られた施策については、7ページのところに整理が付いておりますけれども、かつての評価では、アルゼンチン、どこでしたか。

○横田課長補佐 ブラジルです。

○吉川座長 ブラジルのときに違反事例が1割を優に超えていて、少し評価の幅を持たせようというふうな操作をして、そのままの評価プラス、ワンランクずらすところまで幅を広げて評価をしたのですけれども、今回の場合は、かなり詳しく時系列に書かれていて、それぞれ年度別に飼料規制の製造・流通のところでは、違反件数が20%、11%、4%というふうに徐々に減ってきています。実際に検査したサンプリングについての陽性例というのが1割以下、最終的には4%とか、3%という形で、特にこの評価については、ブラジルのときのような格好でワンランク幅を上げるということはしないで評価をしたという格好になってはいますけれども、ここに関して、これでいいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○吉川座長 それでは、その次、サーベイランスのところと、サーベイランスの試算、ポイント数から認知プログラム届出義務の項目ですけれども、アルゼンチンの場合は、サーベイランスポイントとしては30万ポイントですか。臨床的に疑われる牛、どこもそうですけれども、ここにポイントがかなり加算されるということもあって、30万ポイントに対して、100万ポイントを超えているということで、一応、95%信頼限界で10万頭に1頭未満というOIEの評価からすればそういうことを満たしているということです。ここは特にいいですか。

それでは、最後の食肉及び内臓のSRM除去の方法、それからSSOP、HACCPの対応、それから日本向けの付加条件、それから、と畜のプロセスの部分、スタンニング、ピッシングの方法、それから、機械回収肉、トレーサビリティ、と畜場及びと畜頭数と、それから組み合わせたリスク低減評価ということで、リスク低減効果については、非常に大きいという評価になってはいますけれども、この部分に関して御質問あるいは御意見はございますか。

どうぞ。

○筒井専門委員 この SSOP、HACCP に基づく管理のところなのですが、輸出向け食肉処理施設、さっきこの要求に応じて HACCP を導入しているというふうに書いております。これは、日本向けには、日本は要求しているのですか。

○横田課長補佐 このところは、回答書では明示はしていませんが、日本に関しては特段と畜場で HACCP を国内でも導入している状況ではありませんので、輸入に関しても公的には要求はしていないということになるかと思えます。

○吉川座長 これはいつも気になるのだけれども、HACCP 対応しているかどうかとあって、必ずその後ろに通常だと BSE に対するクリティカルポイントのコントロールはどこもしていないと、そうすると、このときの BSE のリスク評価に関わる HACCP というのは何なのだろうという気がするのですけれども。

○筒井専門委員 少なくとも日本向けの輸出施設が HACCP でということの条件であれば、まだ何となくわかるのですけれども、一般の話で 15% と言われると、何となく何の意味があるのかなという気が、私もしたのです。

○吉川座長 基本的には、日本向け対応として特にこっちも要求していないし、向こうも多分していないだろう。同時に HACCP の対応として BSE の重点管理というのは、やっている国というのはありましたか。BSE の HACCP 対応として、クリティカルコントロールポイントを決めて、SRM の除去とか、そういうところに結局は落ち着くと思うのです。背割り、SRM 除去、もし HACCP をやるとしても重点管理としてはそこら辺になるので、わかりました。ここは多分そういうことであるということなのです。

ほかに御質問、御意見がございますか。いいですか。

それでは、まとめの評価としては、先ほどの 12 ページにまとめてありますけれども、侵入リスクが全期間無視できるということと、国内対応が徐々に厳しくなったということで、暴露増幅の可能性は非常に低い。それで、処理工程のリスク回避措置が非常に深いということとを組み合わせれば、我が国に輸入される牛肉等が汚染されている可能性は無視できるというのが結論で、幾つか、ほかに既にこれまで評価してきた国と似ているという点と、割合回答書が非常に詳細に答えられているという点が特徴だったのかなという気がしますけれども、どうですか、いいですか。

○甲斐専門委員 ある意味では、わかりやすい回答書だと思うのですが、1点、SRM は動物には給与してはいけないけれども、ヒトは食べてもいいというのが、そこだけ。

○吉川座長 文化の違いがあって、食品としてはあれですけれども、国の違いかなという

ところで、ほかにございますか。いいですか。

それでは、アルゼンチンに関しては、今回初めてでしたけれども、従来、評価したものとあまり変わらないパターンであるということもあって、回答書も非常に詳しく書かれたので、特に問題ないということで、この評価書案としてまとめたいと思います。

もう一度読んでみて、もし、気のついた点とか、指摘事項があれば、事務局の方に連絡をいただきたいと思います。

それでは、今日の議論、ちょっと延びてしまいましたけれども、バヌアツ、アルゼンチンについては、誤認がないかどうか、前回までにまとめた国と同様に事務局から相手国へ念のため確認をしておいていただきたいと思います。

事務局から、ほかにありますか。

○横田課長補佐 そうしましたら、先ほど御審議いただきましたパブリックコメントの方の回答の方は、引用が正確ではなかったところもありますので、少し修正をした後、メールで再度確認させていただいた上で、最終的にフィックスをさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○吉川座長 ほかになければ、長時間にわたる御審議、どうもお疲れ様でした。

次回については、日程調整の上、お知らせしますのでお願いします。

どうもありがとうございました。